感染拡大防止のために「介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス」を 休業し、訪問等による代替えサービスの提供を行った場合の報酬算定について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス(旧介護予防通所介護相当サービス)において、事業所が休業(自主的に休業した場合も含む。)し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに位置づけた通所型サービスの提供ができなくなった場合、その間居宅で生活している利用者に対し、通所型サービスの代替えサービスとして、事業所の職員が利用者の居宅へ訪問等によるサービスを提供した場合の取扱いについて、下記のとおりとします。

### 1. 取扱い

事業所は、代替えサービスの提供にあたっては、利用者の意向を確認し、利用者からの依頼を受け、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスの計画内容を踏まえ、入浴・食事など可能な範囲で代替えサービスを提供した場合、次の報酬を算定できることとします。

#### ○ 事業対象者・要支援1

現状, 通所型サービスを「週1回程度」を利用している利用者に対し, 代替えサービスと してサービスを提供した場合

サービス提供回数(通所型サービスと代替えサービスを合わせて)4回まで 380 単位 サービス提供回数(通所型サービスと代替えサービスを合わせて)5回以上 1月につき 1,655 単位

#### 〇 要支援2

現状, 通所型サービスを「週2回程度」を利用している利用者に対し, 代替えサービスと してサービスを提供した場合

サービス提供回数(通所型サービスと代替えサービスを合わせて)8回まで 391 単位 サービス提供回数(通所型サービスと代替えサービスを合わせて)9回以上 1月につき 3,393 単位

(注) 代替えサービスとして訪問等を行った場合,1日につきサービス提供回数を1回と換算します。

#### 2. 代替えサービスに変更する場合

- 事業所は、通常と異なる形でのサービス提供となりますので、利用者本人・御家族への十分 な説明をお願いします。利用者からの依頼を受け、代替えサービスを提供する場合は、通所 型サービスを利用した場合と同様に、利用者の負担割合に応じた自己負担が発生します。
- 代替えサービスを提供するにあたっては、事業所と担当ケアマネジャーは十分に連携を行い 利用者への対応をお願いします。

○ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)」 (厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)のとおりとなりますので、 御確認ください。

# 4. 適用

〇 国・都道府県等による緊急事態宣言等の発令, または新型コロナウイルス感染症の感染拡大 の恐れがある場合にこの取扱いを適用します。

## 4. その他

- 介護予防サービス計画書等に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に 算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとします。
- 本取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時的な取扱いとし、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)等の国からの文書を参照ください。今後、国の通知等により変更する場合がありますので、御注意ください。

【お問い合わせ】

鈴鹿亀山地区広域連合

介護保険課 給付グループ

電話: (059)369-3201